

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三瀬矢引風力発電事業環境  
影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年5月27日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)三瀬矢引風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山形県鶴岡市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出 力：最大30,100kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月16日
環境大臣意見受理	令和2年 8月28日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月30日
住民意見の概要等受理	令和3年 2月 3日
山形県知事意見受理	令和3年 3月25日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 5月27日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三瀬矢引風力発電事業環境  
影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 鳥類の調査に当たっては、適切な調査、予測を実施し、定量的な評価を行うこと。
2. 生態系の典型性注目種については、生息する動物等の状況を踏まえ、適切に選定を行うこと。
3. 陸産貝類について専門家に聞き取り調査等を行うことにより、事業実施区域内外での重要種生息の可能性を確認し、必要に応じて現地調査の対象とすること。
4. 対象事業実施区域周辺には、国指定文化財天然記念物「三瀬気比神社社叢」などの自然度の高い植生が存在していることから、発電設備の配置等の検討に当たり現地調査により植生自然度の高い区域を明らかにするなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(山形県知事からの意見書の写しを添付)